

令和4年12月20日  
自動車局安全政策課

## 乗務後自動点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、運転者に対し原則対面により点呼を行うこととされていますが、今般、点呼機器により自動で点呼を行うための要件や機器の認定制度を創設し、令和5年1月より、乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことができるようになります。これにより、運行管理の高度化による安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン2025において、「高度な点呼機器の活用によるIT点呼（遠隔点呼）の対象拡大や自動点呼を検討」とされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところです。

今般、乗務後の運転者に対して行う点呼についての実施要領を定め、点呼機器の認定を行うとともに、自動車運送事業者は、その認定された機器を用いること等により、乗務後自動点呼を実施できることとします。

### 乗務後自動点呼実施要領の概要は以下のとおりです。

#### ○自動車運送事業者による乗務後自動点呼の実施方法

##### （1）認定機器の準備

乗務後自動点呼を行おうとする事業者は、本実施要領の規定に基づき認定を受けた機器（以下のURLに記載予定）であって有効期間内のものを用いること等により、実施できる。

##### （2）運輸支局長等へ事前の届出

乗務後自動点呼要領に基づき、必要な事項を整備したうえで運輸支局長等へ事前届出を行う。

#### ○乗務後自動点呼機器の認定

##### （1）自動点呼機器の要件

別添の要領第2章I 1. に掲げる機器・システムの要件に適合すること。

##### （2）申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、電子メールにより、国土交通省（下記のお問合せ先）へ提出する。

#### ○認定機器の一覧

随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表予定。

【運行管理高度化検討会のページ】

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

#### 【お問合せ先】

自動車局安全政策課 上田、小西

TEL：03-5253-8111（内線41625、41613）、直通03-5253-8565

FAX：03-5253-1636 Email：hqt-jidoshaansei@gxb.mlit.go.jp